

学位請求論文

二十世紀前半の企業と税制—イギリス多国籍企業と法人所得への国際的二重課税との関係
を中心として

井澤 龍

要約

本論文は、1914年から1945年、イギリスを含む全世界で問題となつた法人所得への国際的二重所得課税（二重所得課税）に対して、イギリス多国籍企業がいかなる対応を取り、これが企業経営にどのような影響を与えたのか論考した。また、この時期のイギリス政府が採用した二重所得課税を防止する税制の形成・持続・変質過程も検討した。

本論文の意義とは次の二点である。一つは、経営史学等で重要であると認識されてきたが、主題的には扱われてこなかった企業経営に及ぼす税制の影響という歴史研究を行い、企業経営の実態に迫る点。もう一つは、二重所得課税問題に対してイギリス政府がどのように向き合い税制を構築したか論ずることで、イギリスと帝国との関係、国民国家がもつ課税権と国際的な税協調との関係への認識を深める点、である。

本論文の研究手法としては、歴史学の研究手法を用いた。基礎材料となる文献の収集を出来る限り行い、経済学・経営学・国際租税論等の知識を用いて論考を行った。本研究の基礎となる一次史料には、イギリスの企業・大学史料館、公文書館等から得た企業、政府機関、経済団体の史料を用いた。

本論文は、4つの章とこれらを挟む序・結の構造を探った。

序では、本論文の意義、課題設定、研究手法、当該期の二重所得課税問題を明確にした。

第1章では、先行研究の整理を行い、本論文の課題をさらに明確にした。本論文の課題とは次の二つとなった。第一に、1914年から1945年のイギリス政府の二重所得課税問題への対応を明らかにし、イギリス史・イギリス帝国史研究の流れの中に位置づけること。第二に、当該期のイギリス多国籍企業の二重所得課税問題への反応と影響を明らかにし、経営史学、多国籍企業論の関心事に答えること、である。

第2章は、1920年に行われた二重所得課税問題への救済措置（1920年財政法第27条）の成立経緯を明らかにし、この制度が及ぼしたイギリス経済への影響を探求した。1920年財政法第27条は、特恵的なイギリス帝国内のみへの外国税額控除を実施した。一方、帝国外への救済措置は、国際連盟に解決が委ねられることになった。これは、経済団体が第一次大戦中に帝国内救済を求めていたことと、内国歳入庁等イギリス政府機関が税収減に抵抗したことによる影響されていた。この制度は、幅広い産業の企業で問題とされ、イギリスが両大戦間期に对外投資先を自身の帝国に偏らせる一因となった。

第3章は、1920年財政法第27条の枠組みが両大戦間期に変化しなかつた理由を明らかにし、同時に、その外部環境下、イギリス多国籍企業がいかなる行動をとったのか探求した。1920年に構築した枠組みをイギリス政府が変化させなかつた理由は、両大戦間期の税の動

きと企業の行動にあった。この時期、世界各国で、企業所得に係る税の税率は少なくとも急上昇しなかった。これは 1920 年財政法にイギリス企業が適応していたことも相まって、企業は二重所得課税を重大な経営課題としなくなった。むしろ、イギリス多国籍企業は、1930 年前後に大陸ヨーロッパで発達したタックスヘイブンの利用等、様々な節税技法を生み出し、国民国家体制の空隙をつく機会を発見しつつあった。このような企業の節税行為は、企業組織の変更を伴うことや、対外事業の分権化を促すことすらあった。

第 4 章では、1920 年財政法第 27 条の枠組みを崩すこととなった 1945 年の英米租税条約が締結された理由を、1936 年を起点に検討した。1936 年以降、二重所得課税問題はさらに悪化した。これにより、イギリス多国籍企業・経済団体が、1920 年財政法の枠組みに大きな不満と疑問を持ったことで、イギリス政府は条約締結に向かったことが分かった。

結では、まとめと結語を記した。まとめでは、第 2 章から第 4 章で明らかにしたイギリス多国籍企業と二重所得課税問題の歴史を全体像が分かるよう記述した。結語では、序、第 1 章で得た本稿の課題に答えた。

その本論文の課題への答えとは以下である。第一の課題について、British World 論が述べるようなイギリス人の心的一体性の希求が、1920 年財政法第 27 条を成立させた一因だった。そして、この 1920 年財政法第 27 条の存在と歴史は、イギリス関税政策論で把握されたイギリス帝国像に若干の異論をはさむ。また、ジェントルマン資本主義論的なシティ・金融利害による政策決定への影響は、二重所得課税問題については薄かった。第二の課題について、二重所得課税を節税しようとするイギリス多国籍企業の行為は、そのための企業組織の変更ないし採用を行わせ、それに伴う対外事業における分権化を促していた。また、多国籍企業論で关心事のフリースタンディング企業の性格を持つ企業は、二重所得課税問題による影響を多分に受けている。